

# 岸和田市貝塚市清掃施設組合事務決裁規程

平成2年4月1日

規程第1号

## (目的)

第1条 この規程は、岸和田市貝塚市清掃施設組合管理者（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を明確な責任のもと、合理的かつ能率的な執行を図るため事務の決裁について、必要な事項について定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程について、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 管理者の権限に属する事務について、最終的にその意思を決定することをいう。
- (2) 専決 常時、管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 管理者又は専決する者が不在のときは、これらの者に代わって決裁することをいう。

## (事務局長等の専決事項)

第3条 事務局長及び次長並びに課長及び参事が専決できる事項は、それぞれ別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、専決者が自ら起案した事項については、専決者の直近上位の職にある者の決裁を受けなければならない。

## (専決の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、管理者の決裁を受けなければならない。

- (1) 職員の進退に関する事項
- (2) 異例であると認められるもの
- (3) 先例になると思われるもの
- (4) 紛議論争があるもの又は将来その原因となると認められるもの
- (5) その他重要であると認められるもの

## (合議)

第5条 決裁を受けるべき事項で、他の課等に関係のあるものについては、合議するものとする。

## (管理者の決裁事項の代決)

第6条 管理者の決裁を受けるべき事項について、管理者が不在で急を要するときは、副管理者がその事項を代決することができる。

(事務局長の専決事項の代決)

第7条 事務局長の専決できる事項について、事務局長が不在で急を要するときは、次長がその事項を代決することができる。

(次長の専決事項の代決)

第8条 次長の専決できる事項について、次長が不在で急を要するときは、課長又は参事(以下「課長等」という。)が掌理する事務に限り代決することができる。

(課長等の専決事項の代決)

第9条 課長等の専決できる事項について、主管の課長等が不在で急を要するときは、課長等があらかじめ指名した主幹がその事項を代決することができる。

2 課長等があらかじめ指名した主幹が欠けた場合若しくは主幹に事故がある場合又は主幹を置かない場合、課長等の専決できる事項について課長等が不在で急を要するときは、次長がその事務を専決する。

(代決の制限)

第10条 前4条に規定する代決権者は、重要、異例若しくは疑義のある事項又は自らが起案した事項については、代決してはならない。

(後閲)

第11条 代決した事項中必要と認められるものについては、事後速やかに閲覧に供するものとする。

(代決の準用)

第12条 決裁に至るまでの手続過程において、合議等を受ける者が不在の場合は、前5条の規定を準用する。

第13条 この規程に定めるもののほかは、岸和田市の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成2年4月1日から施行する。  
(処務規程の廃止)
- 2 処務規程(昭和44年6月2日規程第6号)は、廃止する。  
(事務専行規程の廃止)
- 3 事務専行規程(昭和62年2月25日規程第2号)は、廃止する。

附 則(平成19年4月1日規程第1号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規程第1号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第1号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 11 日規程第 1 号）

この規程は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 1 日規程第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 24 日告示第 3 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 12 月 26 日告示第 12 号）

この規程は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

事項	局長	次長	課長・参事
(1) 出張命令及びその復命に関すること。	次長	課長・参事	主幹・係長以下
(2) 除服（専従休暇を除く。）、欠勤、休暇、遅参及び早退を許可し、又は承認すること。	次長	課長・参事	主幹・係長以下
(3) 時間外勤務及び休日出勤を命令すること。	次長	課長・参事	主幹・係長以下
(4) 調定及び収入命令（別に定めがあるものを除く。）並びに国又は府の補助金若しくは交付金の請求に関すること。	○		
(5) 組合収入（別に定めがあるものを除く。）の徴収停止又は不納欠損処分をすること。	○		
(6) 組合収入の減免の決定に関すること。	○		
(7) 組合収入の分納、徴収猶予又は繰上げ徴収に関すること。		○	
(8) 事務引継に関すること。	次長	課長・参事	主幹・係長以下
(9) 課内の臨時応援職員の派遣に関すること。	○		
(10) 会計年度任用職員の任用、退職等に関すること。	○		
(11) 各課間の事務の調整を行うこと。		○	
(12) 課員（係長以上を除く。）の事務分担を行うこと。			○
(13) 国、府等の補助金又は交付金の申請に関すること。 （建築工事及び特に重要なものを除く。）	○		
(14) 諸収入金の納入督促に関すること。			○
(15) 報告、調査、届出、照会、回答、通知等に関すること。	重要なもの	比較的 重要なもの	軽易なもの

(16) 過誤払による納付金の返還に関する事。			○
(17) 過料を決定すること。	○		
(18) 配当予算の範囲内で次の支出負担行為を行うこと。 ア 工事施工に関する事。 1件につき イ ア以外の支出(交際費を除く。)を行う事。1件につき	800万円以上 3,000万円未満  500万円以上 1,000万円未満	300万円以上 800万円未満  100万円以上 500万円未満	300万円未満  100万円未満
(19) (18)の支出命令(別に定めがあるものを除く。)に関する事。			○
(20) 交際費の支出命令に関する事。1件につき	○		
(21) 光熱水費、郵便料及び電話料の支出命令に関する事。			○
(22) 単価契約に関する事。	重要なもの	比較的 重要なもの	軽易なもの
(23) 資金前渡及びこれに類すること。		○	
(24) 組合収入の過誤納金の還付及び充当に関する事。			○
(25) 歳入歳出外現金の収入及び支出命令に関する事。			○
(26) 公印の保管に関する事。			○
(27) 公印の印刷に関する事。		○	
(28) 公印の改刻に関する事。	○		
(29) 公印の廃棄に関する事。		○	
(30) 行政財産の管理換え及び目的外使用に関する事。	○		
(31) 土地若しくは建物の交換、貸付け又は処分を決定す	比較的 重要なもの	軽易なもの	

ること。			
(32) (30)、(31)の継続使用に関すること。		○	
(33) 物品の管理換え又は貸与に関すること。			○
(34) 入札業者を指名すること。	(18)の局長 専決事項に 属するもの	(18)の次長 専決事項に 属するもの	(18)の課長・参事 専決事項に 属するもの
(35) 入札及び契約保証金の減免に関すること。	(18)の局長 専決事項に 属するもの	(18)の次長 専決事項に 属するもの	(18)の課長・参事 専決事項に 属するもの
(36) 入札及び開札の延期又は中止に関すること。			○
(37) 入札及び契約保証金（物件）の徴収及び還付に関すること。			○
(38) 入札及び契約事務に関すること。			○
(39) 入札予定価格の決定に関すること。	3,000万円以上 7,000万円未満	800万円以上 3,000万円未満	800万円未満
(40) 工事の検査調書に関すること。	○		
(41) 工事の施工の延期又は工期の延長に関すること。	○		
(42) 原設計金額の範囲内における契約変更に関すること。		契約変更の 額が50万円 以上のもの	契約変更の 額が50万円未満の もの
(43) 情報公開の請求又は申出に係る決定に関すること。	○		
(44) 自己情報の開示等の請求に係る決定に関すること。	○		
(45) 個人情報の外部提供に関すること。	大量の提供又は 磁気テープ等の 記録媒体による 提供	○	定例又は法令等の 定めによる提供

(46) 許可、認可、免許等の行政処分に関する事。	重要なもの	比較的 重要なもの	軽易なもの
(47) 諸証明及び公簿の閲覧に関する事。		重要なもの	軽易なもの
(48) 謄抄本の交付に関する事。			○
(49) 展示会、品評会等の開催に関する事。			○
(50) 所管事務に関する会議招集に関する事。	重要なもの		軽易なもの
(51) 一般職員の身分又は履歴調査に関する事			○
(52) 日宿直の割振り及び日誌査閲に関する事。			○
(53) 職員の源泉徴収及び納付に関する事。			○
(54) 職員の公務災害に関する事。	○		
(55) 定期定例の報酬、給料、諸手当、社会保険、共済費、恩給及び退職年金並びに賃金の支出負担行為及び支出命令に関する事。			○
(56) 職務に専念する義務の免除を承認する事。	次長	課長・参事	主幹・係長以下
(57) 各種自動車の運行及び管理に関する事。			○
(58) 各種自動車保険及び損害保険の加入契約並びに解除に関する事。			○
(59) 公示送達に関する事。	重要なもの	比較的 重要なもの	軽易なもの
(60) 予備費の充用並びに費用流用及び新たな節の設置に関する事。1件につき	50万円以上 200万円未満	50万円未満	
(61) 組合債の借入の申込み及び引受けの依頼に関する事務処理に関する事。	○		

(62) 不用品の決定をすること。			○
(63) 物品の購入修繕及び不用品の売却の契約に関すること。	500 万円以上 1,000 万円未満	100 万円以上 500 万円未満	100 万円未満
(64) 保管中の物品の管理に関すること。			○
(65) 組合財産の登記及び台帳整備に関すること。			○
(66) 文書の保存及び廃棄に関すること。			○
(67) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に関すること。	○		
(68) 一般廃棄物中の選別物品等の売却又は処分に関すること。	○		
(69) 組合施設の管理、運営に関すること。	○		
(70) 例規集の編集及び管理に関すること。			○